

千葉市からの事務連絡事項

【幼保運営課】

担当

1 令和5年度 千葉市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金の変更申請及びお知らせについて【資料なし】

[助成第1班]

村松

TEL:043-245-5729

9月1日(金)にメールにて書類提出の依頼しておりますので、内容をご確認いただき、適宜書類の提出をお願いいたします。

○変更申請書の提出期限：令和5年9月15日(金)

また、年度末の書類作成等の事務負担を平準化するため、9月分までの実施状況を確認させていただく予定です。詳細は追ってご連絡させていただきますので、ご協力の程お願いいたします。

<対象>千葉市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金の申請を行う園

2 (再掲)令和5年度 コロナに係る補助金に係る事前連絡について【資料なし】

[助成第1班]

TEL:043-245-5729

例年は6月頃に交付申請のご案内をしておりましたが、国の制度変更等を踏まえ、今年度に関しては、概ね10月頃に交付申請のご案内を予定しておりますので、事前の御連絡となります。

国からの情報を踏まえ、確定次第、適時お知らせいたします。

<FAQポイント(再掲)> ※一部本市から国に電話確認した内容を含む。

・主に人件費が補助対象

感染者や濃厚接触者が発生した後の、事後的に必要な人件費(割増賃金・手当)や、消毒・清掃費用(委託含む)が補助対象

・物品は基本的に補助対象外

補助対象となる物品は、感染者や濃厚接触者が発生した後の、事後的に必要な消毒液等に限定

<対象(再掲)>

保育園、認定こども園(幼稚園型を除く)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設

3 処遇改善等加算Ⅲにおける起点賃金水準について【資料あり】

[助成第2班]

尾関・岡野

TEL:043-245-5735

令和6年度より、処遇改善等加算Ⅲの起点賃金水準の考え方について、一部変更がございますのでご確認をお願いいたします。

<対象>処遇改善等加算Ⅲの申請を行う園(市内全園)